

## 高齢者を狙った健康食品の送りつけ商法が急増！ 申し込んだ覚えがなければ 絶対に受け取らない！ お金を払わない！

「申し込みのあった健康食品を送る」と突然電話があり、覚えがないと断ったのに、強引に送り付けられるという相談が増えています。

一方的に「注文品を送る」と言われたり、すごまれても覚えがなければ、きっぱり断り電話を切りましょう。

➡商品が配達された場合には、受け取らず、代金を支払わないようにしましょう。配達業者に「受け取らない」と言いましょう。ただし、配達伝票を確認させてもらい、送りつけてきた業者の名前、住所、電話番号をメモしてください。そして、消費生活センターに連絡してください。

➡商品が届き、支払ってしまっても、すぐに、消費生活センターにご相談ください。クーリング・オフなどができる場合があります。お気軽に消費生活センターにお電話ください。

## 【参 考】 病気の治療目的で健康食品を利用することは避けること

販売業者から病気によいといって健康食品を進められる事例が多数みられます。

しかし、健康食品は、あくまでも食品の一つであり、病気の治療に用いるものではありません。高齢者になると様々な病気を抱えがちです。医薬品と健康食品を併用する場合、相互作用等により、思わぬ健康被害が発生する場合があります（注）。病気の治療のために健康食品を利用することは避けましょう。

（注）独立行政法人国立健康栄養研究所「健康食品を利用するに当たっての Q&A」参照  
<https://hfnet.nih.go.jp/usr/faq/q1.html>

（独立行政法人国民生活センターHP より引用）

## 消費生活講座 「きちんと知りたいお洗たくの基本」を開催

梅雨に入ったこの時期は、お洗たくに頭を悩ませますよね。そこでお洗たくをもっと楽しくするための講座をご用意しました。お洗たくのコツから洗剤の知識まで、お洗たくのプロから優しく学びます。講座終了後はあなたもお洗たく名人に！

日 時：7月10日（水） 午後2時から午後4時まで

場 所：クリエイトホール11階 第7学習室

定 員：25名（先着順）

費 用：無料

講 師：花王 生活者コミュニケーションセンター職員

申込み：6月17日（月）から、「お洗たくの基本」と参加者の氏名・年齢・電話番号を書いてFAX（042-643-0025）、または電話（042-631-5456）で、消費生活センターまでお申込みください



### ☆ 消費生活トラブルにあわないための6か条 ☆

昨今の悪質トラブルの手口は、複雑巧妙になっています。被害を防ぐための6か条を6回にわたり紹介しています。今月はその六です。

その六. 一人で悩まない！

「ダメされた」と思ったら、自分が悪いなどと悩まずに、まずは相談しましょう。

## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時30分

（相談専用電話）

相談は無料、秘密は厳守します。

☎631-5455

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

